

③ 協力医療機関

- ・事業者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- ・事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

④ 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
⑤掲示、⑥秘密保持等、⑦広告、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
 - ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
①管理者の責務
 - ・通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
④非常災害対策、⑤衛生管理
 - ・短期入所生活介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③地域等との連携
- は、短期入所療養介護について準用する。

1.2 福祉用具貸与

1. 基本方針

- ・指定居宅サービスたる福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・事業者は、指定福祉用具貸与の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 従業者

福祉用具に関する専門的知識を有する者（介護福祉士、義肢装具士、保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士、理学療法士、作業療法士、若しくは社会福祉士の資格を有する者若しくは訪問介護員養成研修1級課程若しくは2級課程を修了した者又は厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者）を常勤換算で2名以上配置すること。

(2) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

- ①当該事業所の常勤の福祉用具貸与の従業者との兼務可
- ②併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

3. 設備に関する基準

(1) 保管施設

- ① 清潔であること。
- ② 消毒・補修済みの用具と未了のものとが区分可能であること。
(保管業務を一定の基準を満たした他の事業者に委託する場合は不要)

(2) 消毒設備器材

取り扱う用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有すること。
(消毒業務を一定の基準を満たした他の事業者に委託する場合は不要)

(3) 事務を行うために必要な広さを有すること

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 利用料等の徴収

- ・事業者は、法定代理受領サービスたる指定福祉用具貸与を提供した際は、利用料として、当該指定福祉用具貸与について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・事業者は、指定福祉用具貸与（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 通常の事業の実施地域を超える場合の交通費
 - 二 搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- ・事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- ・事業者は、予め定めた期日までに利用者から利用料の支払がなく、その後の請求にも係わらず、正当な理由なく支払いに応じない場合には、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収することができる。

② 指定福祉用具貸与の基本取扱方針

- ・指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又

は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われなければならない。

- ・事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- ・事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

③ 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

福祉用具貸与の方針は以下に掲げるところによるものとする。

- 一 専門相談員（人員配置基準に定める福祉用具に関する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。）は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定及び使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得なければならない。
- 二 専門相談員は、指定福祉用具貸与の実施に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。
- 三 専門相談員は、指定福祉用具貸与の実施に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならない。
- 四 専門相談員は、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導、修理等を行わなければならない。

④ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑦居宅介護支援事業者との連携、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑩居宅サービス計画の変更の援助、⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、⑬保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑭利用者に関する市町村への通知、は福祉用具貸与について準用する。

（2）サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、種目、利用料及びその他の費用の額

五 通常の事業の実施地域
六 その他運営に関する重要事項

② 福祉用具の取扱種目

事業者は、利用者の身体状態の多様性、変化等に対応することができるよう、法第7条第17項の規定により厚生大臣が定める福祉用具のうちできる限り多くの種類のものを取り扱うようにしなければならない。

③ 衛生管理

- ・事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ・事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により、速やかに消毒するとともに、消毒済みの福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。消毒又は保管を委託等により他の者が行うこととする場合にあっては、委託等の契約において消毒又は保管の方法が適切であることを担保しなければならない。
- ・管理者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

④ 捲示及び目録の備え付け

- ・事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しなければならない。
- ・事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

⑤ 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
⑥秘密保持等、⑦広告、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、
⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
 - ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
①管理者の責務
 - ・通所介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③勤務体制の確保等
- は、福祉用具貸与について準用する。

5. 基準該当サービスに関する基準

- (1) 人員に関する基準
2. の基準を全て適用するものとする。
- (2) 設備に関する基準
3. の基準を全て適用するものとする。
- (3) 運営に関する基準
4. の基準（(1) ④及び(2) ⑤により準用する基準を含む。）のうち、

- (1) ①のうち法定代理受領サービス提供時の利用料の徴収に係る部分、
(1) ④により準用する訪問介護の「⑧法定代理受領サービスを受けるため
の援助」及び(2) ⑤により準用する「⑨苦情処理」のうち国民健康保険団
体連合会の苦情処理への対応に係る部分を除いて、適用するものとする。